

自賠責保険(交通事故)・労災保険で転院・受診をご希望の方へ

当院では、交通事故(自賠責保険)や労働災害(労災保険)での診療を希望される患者様に対し、適正な手続きと円滑な治療提供のため、以下の運用ルールを定めております。トラブル防止のため、受診前に必ずご確認ください。

1. 他院からの転院には「紹介状」が必要です

他の医療機関(病院・クリニック)から当院へ転院される場合は、前医からの「紹介状(診療情報提供書)」を必ずご持参ください。

- **理由:** 治療の継続性を保ち、事故との因果関係を正確に把握するためです。また、保険会社との手続き上、紹介状がない場合は保険の適用が認められず、一時的に全額自己負担(自由診療)となる場合がございます。

2. 整骨院・接骨院との「併用」に関するご注意

当院での治療期間中に、整骨院・接骨院・鍼灸院などで類似の施術を並行して受けることは原則お断りしております。

- **理由:** 同一部位に対して「医療機関での治療」と「整骨院での施術」を同時に受けると、保険会社から「二重診療」とみなされ、治療費の支払いが拒否される恐れがあります。
- 患者様ご自身の不利益(自己負担の発生)を避けるため、他の施設を併用される場合は必ず事前に医師へご相談ください。無断での併用が判明した場合、当院での自賠責・労災対応を終了させていただく場合がございます。

3. 受診の間隔が空いた場合

前回の診察から一定期間(1ヶ月以上等)が空いた場合、保険会社の判断により「治癒」または「自己中断」とみなされ、治療費の支払いが打ち切られることがあります。

- 長期間空いてからの再診時に、保険会社から「支払い拒否」の連絡があった場合、**それ以降の費用はすべて患者様のご負担**となります。定期的な通院が困難な事情がある場合は、必ず事前に医師および保険会社へご相談ください。

4. 事前の連絡をお願いします

受診される前に、患者様ご自身で保険会社の担当者へ「当院を受診する旨」をお伝えください。保険会社からの連絡(支払い承諾)が当院に届いていない場合は、確認ができるまでお預かり金をいただく場合がございます。